

## 射水市教育委員会 5月臨時会次第

日 時 令和2年5月14日(木)

時 間 午後1時30分から

場 所 本庁舎会議室401

### 1 協議事項

(1) 市立小・中学校の再開について

### 2 その他

## 射水市立小中学校の再開について

### 1 趣 旨

児童生徒の健康、安全の確保や保護者等の不安を解消するため、小中学校の臨時休業を実施している。【臨時休業期間 4月13日から5月31日】

近日中に、国の緊急事態宣言について、富山県が解除される見通しであり、また、最近の県内の感染者数は低位で推移している。

学校の再開については、学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、子どもが通うことは困難であり、子どもたちの健やかな学びを保障する観点から、学校における感染リスクを可能な限り低減しつつ段階的に実施可能な教育活動を開始していくことが重要である。

### 2 小中学校の再開日について

○5月18日(月)から31日(日)までの期間を、臨時休業中の「登校日」とし分散登校で実施する。

※6月1日(月)からは、課業日として再開し、登校方法(一斉登校・分散登校)については、感染状況を踏まえ判断する。

### 3 学校再開の方法について

#### (1) 分散登校の工夫について

・身体的距離を確保するため、全学年を2班に分け、基本的には地区別の縦割り型の分散登校とする。(班ごとに隔日で登校日を設定)

(金山小学校及び下村小学校については、学年別の横割り型の分散登校)

※小学校においては、兄弟や新1年生の登校に配慮した班分けとする。

・午前中の授業で終了とする。(小学校は3時間、中学校は4時間)

**【10日間、1班当たり5日間】**

## (2) 教科等の指導について

### ①授業の進め方について

- ・感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- ・分散登校は、学校規模や学年の実態に応じて、学校生活のリズムを取り戻すことからはじめ、段階を踏んで無理のないように標準授業時数の多い教科を中心に学習を進める。
- ・学校に登校して進める対面授業と、在宅で自分の力で進める家庭学習の両方が関連・充実するように単元配列、学習内容等の配列を工夫する。

### ②学習指導要領に規定する授業時数の確保について

- ・年間を通して学校行事等の実施の有無も含めた見直し、夏休みの短縮（20日程度）、余時数の活用で規定の授業時数の確保に努める。
- ・登校日に登校できない児童生徒については、授業で使用したプリントを配布するなど必要な措置を講じる。

### ③ネット環境のない家庭の支援

- ・文科省や県の家庭学習支援サイト、各学校の教員が作成したコンテンツ「家庭学習支援動画」などを全児童生徒が家庭で閲覧できるように、ネット環境がない家庭（約150世帯）にモバイルルーター及び学校に配置しているタブレット端末を貸し出す。（整備経費 約6,000千円）

### ④自主学習教室等について

- ・自主学習教室は、引き続き、5月29日（金）まで実施することとし、放課後児童クラブと開催時間の調整を図る。

（自主学習教室の開設時間は、午前8時30分から午後3時まで）

### ⑤スポーツ少年団、部活動について

- ・当面のところ、スポーツ少年団については自粛、部活動については中止とする。

#### ⑥心の支援について

- ・スクールソーシャルワーカーを活用し、電話相談などを充実させる。また、スクールカウンセラーにより児童生徒、保護者の教育相談を継続して実施する。
- ・あったか家族のイメージソングの啓発、発信を行う。

### (3) 登下校の工夫について

#### ①登下校時について

- ・登下校時は、校門や玄関口での密集が起こらないよう、教員が現地指導するなど工夫する。

#### ②スクールバスの運行について

- ・スクールバスを運行している学校については、車内が密集しないように地域ごとの班分けに配慮する。(消毒液の準備)
- ・バスには教職員が随行し児童の密集やマスクの着用など感染防止策を指導する。  
なお、保護者の判断により自家用車で送迎することを可とする。

## 4 6月1日(月)以降の対応について

- ・6月1日(月)からは、課業日として再開し、登校方法(一斉登校・分散登校)については、感染状況を踏まえ判断する。
- ・給食の開始日は、6月1日(月)を目途とする。

※感染状況を踏まえ、給食開始日を変更する場合は、1週間目までに連絡する。

しかし、再度、学校が休業となった場合は、違約金を検討する。